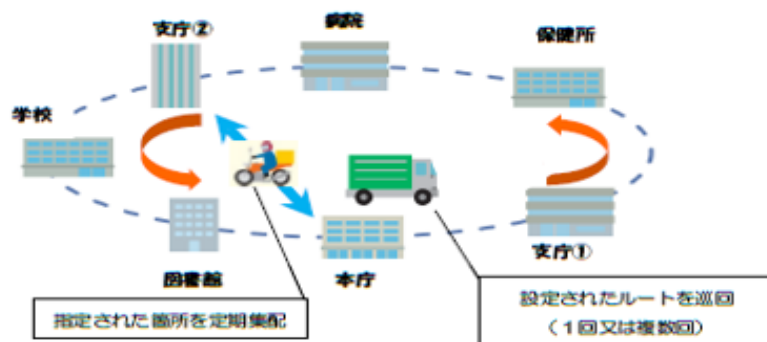


【特定信書便事業に関するお知らせ】

「特定信書便事業」のサービスを利用してみませんか！

サービス（利用）事例【1号役務】

○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配（大型信書便役務）



日本郵便株式会社以外の者が他人の信書の送達を業とすることを禁じている郵便法の例外として、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の物を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

大型信書便サービス	3時間以内送達	高付加価値サービス
長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの $A+B+C=73\text{cm}$ を超える信書便物 又は 重量4kgを超える信書便物 例：本庁・支庁間の巡回便・定期便	信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの 例：バイク便等の急送便	信書便物を送達する料金の額が、800円（国内）を超えるもの 1通800円を超える料金 例：配達記録、電報類似サービス

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第1項）

※詳細は、九州総合通信局の下記ホームページをご参照ください。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/other/index.html#b>

郵便法（参照条文）

第四条（事業の独占） 会社以外の者は、何人も、郵便の業務を業とし、また、会社の行う郵便の業務に従事する場合を除いて、郵便の業務に従事してはならない。ただし、会社が、契約により会社のため郵便の業務の一部を委託することを妨げない。

② 会社（契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。）以外の者は、何人も、他人の信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

③ 運送業者、その代表者又はその代理人その他の従業者は、その運送方法により他人のために信書の送達をしてはならない。ただし、貨物に添付する無封の添え状又は送り状は、この限りでない。

④ 何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項ただし書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。

第七十六条（事業の独占を乱す罪） 第四条の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の場合において、金銭物品を取得したときは、これを没収する。既に消費し、又は譲渡したときは、その価額を追徴する。

【問合せ先】九州総合通信局信書便監理室

TEL:096-326-7847

E-mail: kyusyu-shinshobin@soumu.go.jp